

「ドイツ問題」とヘルシンキ・プロセス

岩間 陽子

Yoko IWAMA

2026.4

ROLES REPORT No.67

「ドイツ問題」とヘルシンキ・プロセス

岩間 陽子

Yoko IWAMA

2026.4

発行所： 東京大学先端科学技術研究センター
創発戦略研究オープンラボ (ROLES)
〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1

電話： 03-5452-5462

Web サイト： <https://roles.rcast.u-tokyo.ac.jp/>

1. はじめに

1975年にヘルシンキ最終文書が署名されたとき、多くの人々はそれを第二次世界大戦後ヨーロッパの現状承認であるとみなした。これは、分断されたドイツにとって特に重い意味を持っていた。ドイツの分断はヨーロッパにおける最も大きな不安定要因であると考えられており、そのため現状の承認は国際秩序に重大な影響を与えると考えられていた。これは、常に西ドイツの「報復主義」を恐れていたソ連および東ドイツの立場からも特に重要であった。

一方で東ドイツ側の統一に対する態度は時間の経過とともに変化したのだが、西ドイツの統一に対する態度は冷戦期を通じて一貫して変わることがなかった。1970年代のデタント期における西ドイツ外交は、国際政治状況全般を安定させたいという願望と、再統一の可能性を維持する必要性との間での、綱渡りの的にバランスを取り続けている状態だった。西ドイツは最後まで何とかそのバランスを取り続けることに成功し、それが最終的に1990年の再統一を可能にした。

2. 初期の両独関係：1949年～1961年

1945年5月に連合軍とドイツとの戦闘が終結したとき、ドイツに二つの異なる国家を樹立する意図を持つ者はいなかった。連合軍は四つの占領地域について合意しており、ドイツ全体の問題に対処するために、連合軍管理理事会が設置されていた。しかし、東西間の食い違いは次第に拡大し、1949年にはまず西ドイツ（ドイツ連邦共和国：FRG）が、続いて東ドイツ（ドイツ民主共和国：GDR）が建国された。当初、両国はいずれも自らをドイツ帝国の唯一の正統な後継国家であると主張していた。

西ドイツの憲法である基本法は、その前文において、「参加をすることのかなわなかった、ドイツ人たちのためにも行動した」と主張し、また「全ドイツ国民は、自由な自己決定によってドイツの統一と自由を達成するよう要請されている」と規定していた。

1955年から1970年にかけて、西ドイツは「ハルシュタイン・ドクトリン」と呼ばれる原則に基づいて行動していた。これは当時の外務省国務次官であったヴァルター・ハルシュタインにちなんで名付けられたものである。このドクトリンは、西ドイツが東ドイツを承認した国家とは外交関係を樹立または維持しないことを意味すると理解されていた。現実には、ソ連の場合のように例外は常に存在していた。しかし一般的に、西ドイツは初代首相コンラート・アデナウアーのもとで、東ドイツに対して厳格な態度を維持し、東ドイツを国家として承認していると解釈されうる行為を避けようとした。これはアデナウアーの厳格な反共産主義の外交政策と合致しており、冷戦初期にはアメリカにも受け入れられていた。1955年はまた、西ドイツが再軍備を開始し、主権を回復し、NATOに加盟した年でもあった。この原則は、米ソ間でデタントが進展し、もはや維持不可能になるまで続けられた。

東ドイツ (GDR) とソ連との関係は、はるかに複雑であった。スターリンはその死を迎えるまで、彼のヨーロッパの地図のまん中に、中立で非軍事化された統一ドイツをおくという考えを捨てることができなかった。彼の最後の試みは 1952 年 3 月 10 日のスターリン・ノートであり、そこで再び中立化された統一ドイツを提案した。ある歴史家が指摘したように、東ドイツはある意味で「スターリンの望まれなかった子」であった (Loth, 1994)。ソ連は 1954 年 3 月のスターリン死去後になって初めて、東ドイツと外交関係を樹立した。東側の同盟であったワルシャワ条約機構は、1955 年 5 月 14 日、西ドイツの NATO 加盟がもはや不可逆的になったあとで、モスクワおよび東欧 7 カ国によって設立された。

ある意味東ドイツは、過去の帝国主義と決別した真の社会主義国家であると自らを位置づけることによって、ソ連からの「愛」を絶えず求め続けなければならない存在であった。そのためには、ドイツ帝国の過去の構造と決別しなければならなかった。すでに 1953 年に、東ドイツは従来の「州」(Länder) 制度を廃止し、その代わりに「県」(Bezirke) 制度を設置した。この時廃止された「州」は、1990 年のドイツ再統一の際に再び設置されたのだが。

1949 年の東ドイツ憲法は、依然として東ドイツを全ドイツ人のためのドイツ国家として描いていたが、その主張は 1968 年憲法で弱められ、GDR は「ドイツ民族の社会主義国家」と記述されるようになった。

1961 年 8 月 13 日に開始されたベルリンの壁の建設は、ある意味で防御的な反応であった。東ドイツは、占領下ベルリンの境界が開かれており、そこを通じて西ドイツへと逃れる自国民の流出に苦しんでいた。ベルリンは戦後四カ国占領下に置かれ、西側占領区域とソ連占領区域の境界には壁が存在しなかった。そこは旧ドイツ帝国の中で人々が自由に往来できる唯一の残された場所であった。東ドイツの願いは二つの国家を完全に分離し、ベルリンを東ドイツの首都として認めてもらうことであったが、占領国としての地位を保持し続けることに利点を見出していたソ連は、これを決して認めようとはしなかった。

3. ベルリンの壁からブラントの東方政策へ——ドイツ内関係の限定的正常化：1961 年～1973 年

ベルリンの壁の建設は、二つのドイツにとって新たな時代の到来を告げた。この時の西ベルリン市長は社会民主党のヴィリー・ブラントであった。ブラント市長のアメリカに対する激しい抗議は記録に残されているが、米国は「壁」を取り壊すためにソ連との戦争を冒す意思はなかった。ある意味で、壁の建設は当時取りうる悪い選択肢の中では最善のものであり、ケネディ政権はそれを受け入れた。ケネディは、「それは好ましい解決策ではないが、壁は戦争よりはるかにましだ」と述べたとされている (Smyser, 2009)。ブラント市長は、ドイツの分断が当面は不可逆であり、ドイツ国民はそれを受け入れなければならないことを、厳しい形で学ばざるをえなかった。ブラントは

後に、「1961年8月には、幕が引かれて、そこに空の舞台が現れた」と書いている (Brandt, 1978)。

これこそが、実はブランドの東方政策の起源であった。彼は、この状況が近い将来には変更不可能であり、しかも武力によっては決して変更できないことを受け入れた。核時代において戦争は現実的な選択肢ではなく、とりわけ西ベルリンのために戦争を行うことは不可能であった。そこで彼は、分断をより安定した、より耐えられるものにしようとした。当初それは、二つのベルリンの次元から始まった。1963年12月17日、西ベルリン市議会と東ドイツとの間で通行証協定が合意された。およそ70万人の西ベルリン市民が、クリスマスの間に家族や友人に会うため国境を越えた。1963年から1967年までの間に、合計5件のこの種の協定 (Passierscheinregelungen) が締結された。

ブランドはベルリンでの職を離れ、ボンで連邦政治家となった。最初は大連立政権の外相として (1966~69年)、次いで戦後連邦共和国における最初の社会民主党主導の中道左派連立政権の首相として (1969~74年) であった。中道左派連立の指導者として、ブランドは後に新東方政策として知られるようになる政策を導入した。以下は、彼の「接近を通じた変化」 (Wandel durch Annäherung) 政策の主要な里程標である。

1969年 西ドイツ、核不拡散条約 (NPT) に加盟

1970年 モスクワ条約

ワルシャワ条約

1971年 ベルリン四カ国協定

1972年 西ドイツと東ドイツの間の基本条約

1973年 西ドイツと東ドイツ、同時に国際連合へ加盟

この複雑に入り組んだ条約や協定の網を通じて、ブランドはドイツ再統一という最終目標を損なうことなく、ヨーロッパにおける戦後状況を安定させようとした。彼の現状承認は、それが法律上の承認ではなく、事実上の承認となるよう慎重に構成されていた。最初の第一歩、モスクワ条約署名の際、西ドイツ政府は、同条約が「ドイツ民族が自由な自己決定によってその統一を回復するヨーロッパの平和状態の実現のために努力するというドイツ連邦共和国の政治目標と抵触しない」ことを表明するため、いわゆる「ドイツ統一に関する書簡」をソ連外務省に提出した。それにもかかわらず、多くの保守派政治家は、西ドイツがほとんど東ドイツを承認してしまったという事実に強い不満を抱いた。彼らはブランド政権の打倒を試み、最終的には1973年5月11日に連邦議会でこの条約に賛成票が投じられた後、連邦憲法裁判所に訴えた。

1973年7月31日の連邦憲法裁判所判決は、連邦共和国基本法は西ドイツ憲法に適合すると判断

したが、それによって西ドイツが再統一を引き続き追求すべき義務から解放されることはない述べた。東西ドイツ基本条約は「特別な種類の事実上の承認」に相当したが、あらゆる憲法機関は、全ドイツ的将来を開かれたままにしておくという憲法上の要請の下に置かれていた。再統一に至るまで、西ドイツ基本法は引き続き、「全ドイツ国民は、自由な自己決定によってドイツの統一と自由を達成するよう求められている」と規定していた。「二つの国家、一つの民族」とは、分断された現実と共存し、全面的核戦争の可能性のある時代に安定を追求するために、ブランド政権が選び取った繊細な均衡行為であった。

4. 東ドイツの「二国家解決」への転換

一方で、東ドイツはドイツ問題に対して全く異なる態度をとった。前述のとおり、東ドイツはすでに1950年代の過程で、再統一の追求よりも自国領内での社会主義建設を優先する方向へと転換していた。基本条約の交渉において、東ドイツは自らの国家性の正式かつ法的な承認を積極的に追求した。これは1970年代において戦後の現状と国境の安定化を目指していたソ連の立場にも適合するものであった。実際、両超大国はすでに1960年代後半にはデタントへと移行していた。1972～73年には、東ドイツは「統一された祖国ドイツ」(Deutschland einig Vaterland)を強調する国歌の歌詞を歌うことをやめた。式典では、歌詞は謳われずメロディーだけが流れる、という光景が以後見られるようになった。

1973年9月の国連加盟の際における両ドイツ代表の演説は、これ以上ないほど対照的であった。西ドイツ代表の方は政治的現実を前にした痛みを表明し、「我々の目標は明確である。ドイツ連邦共和国は、ドイツ国民が自由な自己決定によって統一を回復するヨーロッパの平和のために引き続き努力する」と強調した。これに対して東ドイツ代表の方は、「ヨーロッパの中心に位置し、異なる社会体制を有する互いに独立した二つの主権国家としてのドイツ民主共和国とドイツ連邦共和国」が国連に受け入れられたことを、「ヨーロッパおよび国際情勢の改善への道におけるもう一つの重要な一歩」と祝した。¹

1974年には東ドイツでさらなる憲法改正が行われ、「ドイツ民族」への言及や、全ドイツに対する使命、再統一への関与を示唆する表現はすべて削除された。ドイツ民主共和国は「労働者と農民の社会主義国家」であり、「自らの運命を自由に決定する意志に満ちている」とされた。ベルリンはドイツ民主共和国の首都である、と第一条に規定されていた。²

このようにして、ヘルシンキ会議の直前までに、二つのドイツは再統一に対して正反対の態度を発展させていた。

¹ https://ghdi.ghi-dc.org/docpage.cfm?docpage_id=1684

² <https://www.verfassungen.de/ddr/verf74-i.ht>

5. ブラントからシュミットへ：CSCE ヘルシンキ最終文書 1975 年

1974 年 5 月にヘルムート・シュミットが、社会民主党の首相としてブラントの後を継いだ。ブラントとシュミットはいずれもドイツ社会民主主義の歴史における伝説的な人物であるが、その性格は異なっていた。ブラントは、昔も今もとりわけ若者の間で非常に人気がある。民主主義と社会に対する彼の全く新しい姿勢は、若者に熱狂的に歓迎された。これに対してヘルムート・シュミットは、すでに若い頃に社会民主党の防衛専門家としての名声を確立していた。彼は、経済と防衛の双方について広範な知識を有する、党内では常により成熟した知的なタイプであった。

シュミットがブラントから政権を引き継いだ時点で、CSCE はすでに前政権によってかなりの程度できあがりつつあった。ヨーロッパ安全保障会議の構想は 1954 年にソ連政府によって初めて提起されたが、西側政治家によって真剣に検討されるようになったのは 1960 年代後半であった。このヨーロッパ冷戦史における転換の一つの重要な要因が、西ドイツの CSCE への態度の変化であった。歴史家ペトリ・ハッカライネンは、西ドイツを「CSCE の震源地」と表現している (Hakkarainen, 2011)。特にベルリン四カ国交渉は、CSCE に対する西側戦略の初期形成と密接に結びついていた。1971~72 年にかけて、NATO および EPC (欧州政治協力) のパートナーと緊密に協力しつつ、西ドイツの CSCE に対するアプローチは多国間化されていった。西ドイツは、人権、軍縮、平和的变化といった CSCE の多くの側面の構想化において中心的役割を果たした。実際、東方政策と CSCE はほとんど同一のコインの表裏のようなものであり、ブラントの「ヨーロッパ平和秩序」構想の一部であった。

ヘルムート・シュミットは、東ドイツ指導者エーリッヒ・ホーネッカーと並んでヘルシンキ最終文書の署名式に臨んだ人物であった。東西ドイツ間の「和解」は、あたかも冷戦が終わったかのような印象を与えた。しかしシュミットは、安全保障状況の困難さや西側同盟の継続的必要性について何ら幻想を抱いてはいなかった。シュミットは初期からブラントの東方政策を支持していたが、それが西側の安全保障政策にしっかりと根ざす必要があると考える現実主義者でもあった。すでに 1966 年 9 月の連邦議会演説において、彼はドイツ統一という最終目標を達成するためには、勢力均衡を維持しつつデタントを追求する必要があると強調していた。彼の目標は、軍備管理を推進することによってより低い兵力水準でその均衡を実現することであり、これを彼は「現代におけるまさに戦略的問題」と呼んだ。実際、クリスティーナ・スポアは、シュミットにとって東方政策は「防衛政策の機能」であったと論じている (Spohr 2016)。

シュミットは、議会での就任演説においても、北大西洋同盟の中心的な重要性、勢力均衡の重視、軍備管理・軍縮の追及を強調した。³1975 年 7 月 30 日のヘルシンキ最終文書採択時の演説におい

³ <https://www.helmut-schmidt.de/aktuelles/detail/die-erste-regierungserklaerung>

でも、欧州における武力行使および武力行使の威嚇の放棄を強調することの安全保障上の重要性を強調した。「国境の不可侵性」とは、国境が合意に基づく平和的手段によってのみ変更され得ることを意味すると強調した。さらに、「我々の目標は、ドイツ国民が自由な自己決定のもとでその統一を回復するヨーロッパの平和状態に向けて努力し続けることである」と述べた。また、ウィーンで行われている MBFR（相互均衡兵力削減）交渉に関して、さらなる軍縮交渉につながることへの期待を表明した。⁴ソ連の通常戦力優位に直面して、ソ連が MBFR 交渉によって通常戦力を削減するか、あるいは西側が自らの通常戦力を大幅に強化する必要があった。MBFR 交渉の行き詰まりに直面し、シュミットは実際には通常戦力のみならず戦域核戦力においても強化を求めるに至った。彼のアプローチは、通常戦力と核戦力の双方における「ダブル・トラック」を要求するものであった。彼にとって安定を達成するためには勢力均衡は不可欠のものであった。

したがって、ブランドとシュミットの間にはデタントの追求方法において相当の違いがあった。ブランドはよりリベラルな目標を追求し、シュミットはよりリアリズムに基づいた勢力均衡を重視していた。しかし、将来の再統一の可能性を開いておく重要性については両社一致していた。1975年8月のヘルシンキ最終文書の署名は、デタント史における一つの頂点であった。しかしこの際、西ドイツは将来の再統一の可能性を損なわないよう慎重な留保を付した。西ドイツは、その憲法に明記されているように、ドイツの平和と自由の下での統一という目標を放棄するものとしていかなる解釈も許されないと宣言した。西ドイツはすべてのドイツ人を代表して署名していると主張したのに対し、東ドイツは独立国家として署名していると主張した。西ドイツは最終文書署名に際して解釈宣言を付した。

署名に際してのシュミット首相の演説には次の言葉が含まれていた。

「国境は不可侵である。しかし、それは平和的手段と合意によって変更され得るものでなければならぬ。我々の目標は、ドイツ民族が自由な自己決定によってその統一を回復するヨーロッパの平和状態の実現に向けて努力することであり続ける。」

6. 1975 年以後の世界と分断ドイツ

1975 年までに冷戦は構造的転換を遂げていた。ニクソンとキッシンジャーは、北京訪問と中国共産党政権への接近によって、冷戦の構図を変化させた。実は、ヘルムート・シュミットも中国の将来と三極世界の到来を信じていた。世界は前進しており、ドイツもまた同様であるかのように見

⁴ https://www.cvce.eu/en/obj/speech_by_helmut_schmidt_helsinki_30_july_1975-en-b5644902-545f-432e-8cf3-a11bf924d54c.html

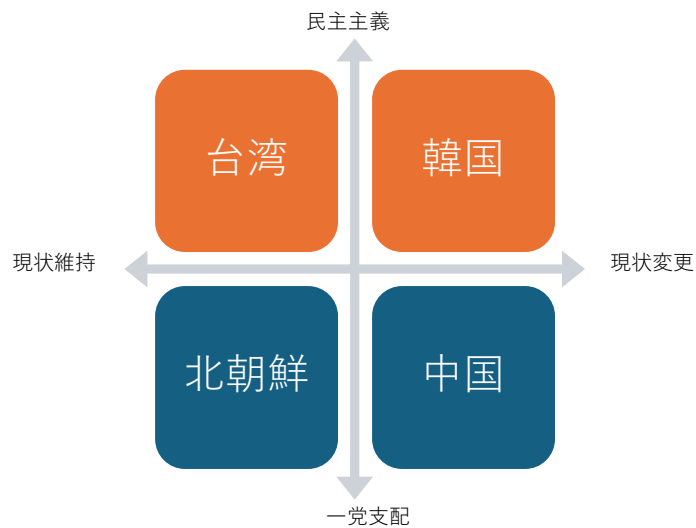
えた。ヘルシンキ首脳会議の時点で、人々は戦後ヨーロッパ秩序が正当化され、国境が安定したと考えていた。

統一に対する態度は二つのドイツの間で異なっていた。東ドイツは分断と別々の国家としての存在を受け入れ、1960年代には現状維持勢力となっていた。しかし、西ドイツは統一の目標を決して放棄しなかった。したがって、西ドイツは「現状変更勢力」であったと言っていいだろう。東方政策とCSCEにおいて、現状を事実上は認めつつ法的には認めず、統一という最終目標を維持するという繊細な均衡を保った。ヘルシンキにおける「国境不可侵の原則」の受容は、「平和的変化の可能性」と結びつけられていた。西ドイツは将来の再統一の可能性を諦めなかったが、ヘルシンキにおいてこれが平和的な手段で達成されなければならないことを受け入れた。それ故、当時の国際秩序を安定化させる効果が得られた。

ヘルシンキ最終文書は多面的な構造を持つものであった。ブランドがCSCEを通じて東方政策の人的・政治的側面をより重視したのに対し、シュミットは安全保障および軍事的側面により強い関心を持っていた。シュミットは、ヘルシンキ・プロセスと並行して、ヨーロッパにおけるMBFR（相互均衡兵力削減）交渉の進展を達成したいと考えていた。MBFR交渉がうまく行かなければ、抑止の問題に対処するために、戦域核戦力配備により均衡を回復することは、彼にとっては論理的帰結であった。NATOの二重決定およびそれに続く米国の中距離核ミサイルの欧州配備は、彼にとってヘルシンキ原則からの逸脱ではなかったが、ヴィリー・ブランドを含む多くの社会民主党員には受け入れがたいものであった。このようにCSCEは多面的な性格を持つものであり、社会民主党内部においてさえそれに対するアプローチには相違が存在した。しかし、西ドイツは将来の再統一の可能性を開いておく必要性については一致していた。これは1989年のベルリンの壁崩壊後において極めて重要となるのであった。

7. 今日のアジアへのいくつかの示唆

今日のアジアには、中国と韓国という二つの事実上の「分断国家」がある。朝鮮半島では、民主主義の韓国が変化と統一の可能性を保ちたいと望む一方で、北朝鮮は徐々に「二国家」安定化の方向に向かっているように見受けられる。一方で、民主的な台湾は現状維持勢力であり、現状を変えたいのは北京政府のほうである。これはヘルシンキ当時のヨーロッパよりもはるかに複雑な状況であり、細心の注意を必要とする。同時に、これこそが、武力不行使、紛争の平和的解決、平和的手段のみによる現状変更などの、ヘルシンキ的コミットメントを必要とする理由でもある。我々は、アジアの複雑な状況に適した新しいヘルシンキ原則を考える必要がある。抑止と勢力均衡を考えつつも、信頼醸成の基盤を築き、緊張緩和を通じて、将来の核および通常兵器の軍備管理と軍縮を考えていかねばならない。



参考文献

Brandt, Willy (1978) *People and Politics: the Years 1960-1975*, Boston: Little Brown.

Hakkarainen, Petri (2011) *A State of Peace: West Germany and the CSCE, 1966-1975*, Oxford: Berghahn.

Loth, Wilfried (1994) *Stalins Ungeliebtes Kind: warum Moskau die DDR nicht wollte*, Berlin: Rowohl.

Smyser, W.R. (2009) *Kennedy and the Berlin Wall*, New York: Rowman and Littlefield.

Spohr, Kristina (2016) *The Global Chancellor: Helmut Schmidt and the Reshaping of the Global Order*, Oxford: Oxford University Press.

